

一般社団法人 宝達志水町まちづくり公社 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人宝達志水町まちづくり公社と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を石川県羽咋郡宝達志水町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域社会の活性化、教育環境の充実及び持続可能な地域開発に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域特産品等の新規商品の企画、開発及びマーケティング事業
- (2) 学校、地方公共団体、地域団体及び関係機関との連携による児童・生徒に対する学習支援事業等の企画、運営及び実施
- (3) 行政と民間事業者との連携による地域振興に係るプロジェクト等の企画、立案及び事業の受託
- (4) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会費その他必要な経費の額及び徴収方法は、社員総会の決議により別に定める。

(退社)

第7条 社員は、1か月以上前に代表理事に対して当法人所定の様式による退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡したとき、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 13 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事又は代表理事が委任した者とする。

(議決権)

第 15 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第 16 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

(決議及び報告の省略)

第 17 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(役員)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調べることができる。

(任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社

員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事が欠けた場合又は第 19 条第 1 項に定める理事若しくは監事の員数を欠くこととなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第 26 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、代表理事又は代表理事が委任した者とする。

(決議)

- 第 31 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 32 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第 33 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 34 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第 6 章 基金

(基金の拠出等)

- 第 35 条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。
- 2 基金の返還は、一般法人法第 141 条の規定に従い、定時社員総会の決議によって行

う。

- 3 基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項は、前項の定時社員総会の決議に基づき、返還を行う場所、方法その他必要な事項を理事会が定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権

の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議すること其他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	高下 栄次	細江 孝	松田 健一	林 稔
設立時代表理事	高下 栄次			
設立時監事	島田 二郎			

(設立時社員の氏名及び住所)

第45条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 石川県羽咋郡宝達志水町杉野屋か45番地

設立時社員 高下 栄次

住所 石川県羽咋郡宝達志水町上田コの部65番地1

設立時社員 松田 健一

(法令の準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人宝達志水町まちづくり公社設立のため、設立時社員高下栄次、松田健一の定款作成代理人寺分努は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名を

する。

令和 8 年 7 月 2 9 日

設立時社員 石川県羽咋郡宝達志水町杉野屋か 4 5 番地
高下 栄次

設立時社員 石川県羽咋郡宝達志水町上田コの部 6 5 番地 1
松田 健一

上記設立時社員 2 名の定款作成代理人

住所 石川県羽咋郡宝達志水町小川ハ 3 2 番地
行政書士 寺分努